

# 地域防災計画の改訂について【概要版】

## 地域防災計画とは・・・

地震、津波、風水害などの様々な災害から、地域住民の生命、身体、財産を保護することを目的として地方自治体の防災会議が策定する計画です。

災害対策基本法(抜粋)

第42条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

## 改訂の目的

令和3年3月に改訂されて以降、改訂が行われておらず、その間の国の防災基本計画や沖縄県地域防災計画の改訂内容、本市の組織改革等が反映されていないため、改訂する必要がある。

## 主な改訂内容

### 市独自

#### □レイアウトの変更

文章全体の体裁を整えるとともに、各編の色分けや読みやすさを意識したレイアウトへ変更しました。

#### □情報の更新

国勢調査人口など各種データについて、最新のものに更新するとともに、情報を補足するなど古い情報の更新を行いました。

#### □用語の説明の充実

防災関連用語の説明を1編の冒頭に追加しました。

#### □組織の再編

対策部の名称等、組織の再編を行いました。

### 国・県の改訂を踏まえた改訂

#### □構成の変更

地震・津波編と風水害等編に記載されていた「災害予防計画」を共通の項目として「1編」に移設し、同編を「1編 共通編」としました。

#### □県地域防災計画との整合

沖縄県地域防災計画の記載内容との整合性を取りました。

#### □法改正等を踏まえた内容の追加

物資の備蓄状況の公表に関すること、車中泊や在宅避難に関すること、復興事前準備の推進、災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保等の内容を追加しました。

# 地域防災計画の改訂について【概要版】

## レイアウトの変更と情報の更新の一例

旧

第1編 基本編		第1章 総則	
<b>第4節 災害の想定</b>			
本計画は、本市の気象、地勢、地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。 ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地方大地震の津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。			
<b>1 風水害</b>			
(1) 台風			
本県が過去に大規模な被害を受けた4つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。			
ア	昭和32年台風14号 フェイ		
	襲来年月日	昭和32年(1957年)9月25日、26日	
	最大風速	47.0 m/s (那覇)	
	最大瞬間風速	61.4 m/s (那覇)	
	降水量	70.7 mm (那覇、25~26日)	
	死傷者・行方不明者	193名 (うち死者及び行方不明者131名)	
	住宅全半壊	16,091戸	
イ	第2宮古島台風 コラ		
	襲来年月日	昭和41年(1966年)9月5日	
	最大風速	60.8 m/s (宮古島)	
	最大瞬間風速	85.3 m/s (宮古島)	
	降水量	297.4 mm (宮古島、3~6日)	
	傷者	41名	
	住宅全半壊	7,765戸	
ウ	平成15年台風第14号 マエミー		
	襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日	
	最大風速	38.4 m/s (宮古島)	
	最大瞬間風速	74.1 m/s (宮古島)	
	降水量	470.0 mm (宮古島、9~12日)	
	死傷者	94名 (うち死者1名)	
	住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)	
エ	平成27年台風第21号 ドゥージェーン		
	襲来年月日	平成27年(2015年)9月27日	
	最大風速	54.6 m/s (与那国町祖納)	
	最大瞬間風速	81.1 m/s (与那国町祖納)	
	降水量	206.0 mm (与那国町祖納 27~28日)	
	死傷者・行方不明者	-	
	住宅全半壊	37棟	
	※平成27年9月28日、与那国町に災害救助法(昭和22年法律第118号)適用		



最新の情報を追加

新

第1編 共通編		第1章 総則	
<b>第4節 災害の想定</b>			
市防災計画は、本市の気象、地勢、地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。 ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地方大地震の津波の教訓を踏まえ、最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。			
<b>1 風水害</b>			
<b>□ 台風</b>			
本県が過去に被害を受けた次の3つの台風を例に、本市では同規模の災害を想定する。			
平成15年台風第14号 マエミー			
襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日		
最大風速	38.4 m/s (宮古島)		
最大瞬間風速	74.1 m/s (宮古島)		
降水量	470.0 mm (宮古島、9月9日~12日)		
死傷者	94名 (うち死者1名)		
住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)		
平成30年台風第24号 チャーミー			
襲来年月日	平成30年(2018年)9月29日、30日		
最大風速	38.4 m/s (慶良間空港)		
最大瞬間風速	56.2 m/s (南城市糸数)		
降水量	306.0 mm (国頭、9月28日~30日)		
死傷者	52名 (うち死者0名)		
住宅全半壊	11棟 (うち全壊4棟)		
令和5年台風第6号 カスーン			
襲来年月日	令和5年(2023年)8月1日~6日		
最大風速	35.0 m/s (南城市糸数)		
最大瞬間風速	52.5 m/s (那覇市)		
降水量	792.5 mm (久米島、7月31日~8月8日)		
死傷者	86名 (うち死者1名)		
住宅全半壊	27棟 (うち全壊3棟)		
<b>□ 河川の氾濫(浸水想定)</b>			
県では、県内の重要河川である水位周知河川について、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域が指定されており、市に関係する河川は国場川である。 浸水想定区域は、指定時点の国場川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨を超える規模の降雨に伴う洪水により、国場川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションしている。なお、支川の氾濫、高潮、内水による氾濫等は考慮されていない。			
浸水想定区域			
対象水系・区間	想定降雨(発生確率)	浸水予測概要	
国場川水系国場川	国場川流域全体に60分の降雨量で102mm(50年に1回程度起こる大雨)	国場川沿い周辺で浸水深2m未満	

第一編 共通編

第二編 地震・津波編

第三編 風水害等編

資料編



# 地域防災計画の改訂について【概要版】

## 用語の説明の一例

第1編 共通編		第1章 総則	
<b>第2節 用語</b>			
あ行			
液状化	地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象のこと。これにより、建物の沈下や傾斜、マンホールの浮上などが発生し、ライフラインに被害が生じる可能性がある。		
エリアメール 緊急速報メール	災害時において、緊急性の高い情報を各携帯電話会社のメールサービスを活用し、情報を配信するシステム（「エリアメール」は（株）NTTドコモのサービスの名称で、「緊急速報メール」はKDDI（株）、ソフトバンクモバイル（株）及び楽天モバイル（株）のサービスの名称）のこと。		
応急危険度判定	地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度のこと。この判定結果は、被災した建物の使用可否を判断する際の重要な目安となる。		
か行			
特別警報	重大な災害が起こるおそれが著しく大きい旨を警告するため、気象台が発表する警報のこと。気象、津波、火山噴火、地震（地震動）、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。津波の特別警報は「大津波警報」として発表される。		
帰宅困難者	大規模災害が発生した際に、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難となった者のこと。		
救護	被災者や傷病者を保護し、安全な場所において、看護・治療（心肺蘇生、止血等の応急手当を含む。）等を行うこと。		
救出	生死に関わらず、被災者を災害現場から救い出すこと。		
救助	生命の危険にさらされている被災者を、その危険な状態から助け出すこと。		
業務継続計画（BCP）	被災時に企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のこと。BCPは、Business Continuity Planの略。自治体においては、業務継続計画という。		
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象台から発表される情報のこと。沖縄本島地方の雨量の発表基準は、1時間に110mmである。		

## 組織再編の一例

部	【班名】 班長 班員	非本部設置		本部設置		所掌事務
		準備体制 第1配備	警戒本部 第2配備	対策本部 第3配備	非常対策 第4配備	
総務企画対策部（総務企画部長）	【総務総括班】 総務課長 総務課員	累計5名	累計全員	累計全員	累計全員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置及び閉鎖に関すること</li> <li>2. 本部会議に関すること</li> <li>3. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は屋内での退避等の安全確保措置の指示、警戒区域の設定に関すること</li> <li>4. 被害状況の収集総括に関すること</li> <li>5. 本部長の指揮、命令の伝達に関すること</li> <li>6. 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること</li> <li>7. 各対策部への連絡調整に関すること</li> <li>8. 市域の連絡調整に関すること</li> <li>9. 県、その他関係機関に関する被害報告に関すること</li> <li>10. 災害に関する情報の総括に関すること</li> <li>11. 他対策部に属しない事項に関すること</li> <li>12. 被災証明に関すること</li> <li>13. 所管の被害調査に関すること</li> </ol>
	【秘書広報班】 秘書広報課長 秘書広報課員	累計0名	累計全員	累計全員	累計全員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> <li>2. 災害に対する広報、公聴及び報道に関すること</li> <li>3. 災害見舞い者及び視察者の対応に関すること</li> <li>4. 所管の被害調査に関すること</li> <li>5. 災害視察に関すること</li> <li>6. 災害写真等災害記録の収集に関すること</li> <li>7. 市民等への災害・被害状況の広報に関すること</li> </ol>

➤現在の部課を反映  
 ➤関係課と1つの対策班を編成  
 ➤フェーズに応じた所掌事務に整理

□ 総務統括部  
 部長：総務部長 副部長：総務部参事監

班	配備体制	配備要員	所掌事務
【班名】 総務統括班	第1配備 (準備体制)	数名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報の収集及び総括に関すること。</li> <li>・避難情報の発令準備及び警戒区域の設定に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> <li>・他部に属さない事項に関すること。</li> </ul>
【構成】 総務課 秘書広報課	第2配備 (警戒本部設置)	5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1配備の所掌事務</li> <li>・本部の設置及び閉鎖に関すること。</li> <li>・本部会議に関すること。</li> <li>・本部長の指揮、命令の伝達に関すること。</li> <li>・各部との連絡調整に関すること。</li> <li>・県その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
【班長】 総務課長	第3配備 (対策本部設置)	8名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・災害写真等、災害記録の収集に関すること。</li> </ul>
【副班長】 秘書広報課長	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務（被災証明に関するものを除く。）</li> <li>・災害に関する広報・公聴及び報道機関との連絡に関すること。</li> <li>・災害見舞い者及び視察者の対応に関すること。</li> <li>・市民等への災害・被害状況の広報に関すること。</li> </ul>

# 地域防災計画の改訂について【概要版】

## 構成の変更

旧

新

<b>第1編 基本編</b>	
<b>第1章 総則</b>	
第1節 計画の目的と構成	基本編・総則・第1節・1
第2節 用語	基本編・総則・第2節・1
第3節 本市の概況	基本編・総則・第3節・1
第4節 災害の想定	基本編・総則・第4節・1
第5節 本計画における防災関係機関の処理する業務の大綱	基本編・総則・第5節・1
第6節 市民等の責務	基本編・総則・第6節・1
<b>第2章 基本方針</b>	
第1節 地域防災ビジョン	基本編・基本・第1節・1
第2節 災害の想定と市防災計画の基本的な考え方	基本編・基本・第2節・1
第3節 防災対策の基本方針	基本編・基本・第3節・1
第4節 本市の特殊性等を考慮した重要事項	基本編・基本・第4節・1
第5節 市防災計画の見直しと推進	基本編・基本・第5節・1
<b>第2編 地震・津波編</b>	
<b>第1章 災害予防計画（地震・津波編）</b>	
第1節 災害予防計画の基本方針等	地震・津波編・予防・第1節・1
第2節 地震・津波に強いまちづくり	地震・津波編・予防・第2節・1
第3節 地震・津波に強い人づくり	地震・津波編・予防・第3節・1
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	地震・津波編・予防・第4節・1
第5節 津波避難体制等の整備	地震・津波編・予防・第5節・1
<b>第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）</b>	
第1節 組織及び動員計画	地震・津波編・応急・第1節・1
⋮	
<b>第3編 風水害等編</b>	
<b>第1章 災害予防計画（風水害等編）</b>	
第1節 治水計画	風水害等編・予防・第1節・1
第2節 土砂災害予防計画	風水害等編・予防・第2節・1
第3節 高潮等災害予防計画	風水害等編・予防・第3節・1
第4節 建築物等災害予防計画	風水害等編・予防・第4節・1
第5節 火災予防計画	風水害等編・予防・第5節・1
⋮	

名称変更

**第1編 共通編**

### 第1章 総則

第1節 計画の目的と構成	1
第2節 用語	3
第3節 豊見城市の概況	8
第4節 災害の想定	15
第5節 防災関係機関の処理する業務の大綱	23
第6節 市民等の責務	29

### 第2章 基本方針

第1節 地域防災ビジョン	30
第2節 災害の想定と防災計画の基本的な考え方	31
第3節 防災対策の基本理念及び施策の概要	33
第4節 市の特殊性等を考慮した重要事項	36
第5節 市防災計画の見直しと推進	37

### 第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等	39
第2節 災害に強いまちづくり	40
第3節 災害に強い人づくり	67
第4節 災害応急対策活動の準備	78
第5節 避難体制等の整備	101
第6節 道路・航空機事故災害予防計画	107
第7節 海上災害予防計画	108

構成変更

構成変更

災害別で記載されていた「災害予防計画」を共通の計画として「第1編」に集約し、同編を「第1編 共通編」とした。  
※沖縄県地域防災計画と同じ構成

# 地域防災計画の改訂について【概要版】

## 県地域防災計画との整合の一例

旧

### 県の計画

#### 5 医療救護の実施

##### (1) 県の活動

ア DMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班の派遣要請  
県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班の派遣を要請する。

- (ア) 沖縄県DMAT指定病院
- (イ) 沖縄県DPATとして登録された機関
- (ロ) 沖縄県災害支援ナース派遣協定を締結した医療機関等
- (ハ) 日本赤十字社沖縄県支部
- (ニ) 沖縄県医師会
- (ホ) 沖縄県歯科医師会
- (ヘ) 沖縄県薬剤師会
- (ニ) 沖縄県看護協会
- (ケ) 国、他都道府県

イ DMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

##### (2) 市町村の活動

ア 医療救護所の設置及び運営等

市町村は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

イ 市町村に派遣された医療救護班等への支援

市町村は、当該市町村に県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

##### (3) DMATの活動

- ア 病院支援
- イ 地域医療班
- ウ 現場活動

(2) 応急医療の方法  
ア 情報の収集と共有  
(ア) 情報収集・提供体制  
沖縄県医療本部は、傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報を県災害対策本部及び地域医療本部（地方本部）から、医療機関及び医薬品等医療救護活動に関する情報を地域医療本部を通じ医療関係機関等から収集し、時系列に整理（クロロロジーの作成）するとともに、収集した情報を的確に分析して、その結果を災害時の医療救護活動に反映させる。  
また、災害時の医療救護活動に必要な情報を、適時医療関係機関等へ提供する。  
(イ) 市民への情報提供  
被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市又は地域医療本部が主体となって行う。  
(3) 市の活動  
ア 医療救護所の設置及び運営等  
市は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。  
イ 市に派遣された医療救護班等への支援  
市は、本市に県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。  
(4) 医療班等の編成  
医療班等の編成基準は次のとおりとする。なお、助産は原則として産科医療班に編入する。

従来は、「市の活動」に関する記載しかなかった。

県や各団体の活動内容を明記することで、医療救護の実施内容をより具体的にイメージしやすくなる。

県計画の記載内容と整合性を取った改訂

新

#### 4 医療救護の実施

##### □ 県の活動

- ① 県は、必要に応じて、DMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班の派遣を要請する。
- ② 県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT、災害支援ナース及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

##### □ 市の活動

###### (1) 医療救護所の設置及び運営等

市は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

###### (2) 市に派遣された医療救護班等への支援

市は、当該市町村に県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

##### □ DMATの活動

- ① 病院支援
- ② 地域医療班
- ③ 現場活動
- ④ 広域医療搬送
- ⑤ その他必要な事項

##### □ DPATの活動

- ① 精神科病院支援
- ② PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援
- ③ その他必要な事項

##### □ 災害支援ナースの活動

- ① 病院支援
- ② 避難所支援

# 地域防災計画の改訂について【概要版】

## 法改正等を踏まえた内容追加の一例

### ○物資の備蓄状況の公表に関すること（第1編 第3章 第4節 第2款(P82)に記載）

令和7年7月に災害対策基本法が改正され、第49条第2項に「備蓄状況の公表義務」が規定されたことに伴い、地域防災計画にも記載

### ○車中泊や在宅避難に関すること（第1編 第3章 第4節 第3款(P91)に記載）

令和6年6月に「車中泊や在宅避難に関する手引き」が策定されたことに伴い、地域防災計画にも記載

### ○復興事前準備の推進（第1編 第2章 第3節(P34)と第1編 第3章 第4節 第3款(P93)に記載）

令和5年7月に「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」が策定され、令和7年7月に防災基本計画に記載されたことに伴い、地域防災計画にも記載

### ○災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保（第1編 第3章 第2節 第5款(P55)に記載）

令和7年3月に「災害時地下水利用ガイドライン」が策定され、同年7月に防災基本計画に記載されたことに伴い、地域防災計画にも記載

### ○災害救助法関係様式の整理（資料編 資料14-17(P424～473)に記載）

令和7年11月に改訂された「災害救助法による救助の実施について」に記載の様式を反映